

男鹿市条例第24号

男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例

男鹿市商工業振興促進条例（平成17年男鹿市条例第161号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 投下固定資産総額 工場等に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地</u>（当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該工場等の新設又は増設工事に着手した場合における土地に限る。）<u>、家屋及び償却資産</u>の取得価額の総額をいう。</p> <p>(奨励措置の対象)</p> <p>第3条 この条例に規定する奨励措置の対象となる工場等は、<u>令和8年3月31日までに新設又は増設の工事に着手し、かつ、次の各号のいずれかに該当する工場等とする。</u></p> <p>(1) <u>新設に係る投下固定資産総額が2,300万円を超えるものであること。</u></p> <p>(2) <u>増設に係る投下固定資産総額が2,300万円を超え、かつ、増設に伴い新たに雇用した常勤の従業員のうち、市内に住所を有する者が1人以上のものであること。</u></p> <p>(奨励措置の適用期間)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 第5条第1項第2号に掲げる奨励措置を適用する期間は、当該工場等の操</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 投下固定資産総額 工場等に係る<u>減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1項第1号から第7号までに掲げるものに限る。）及び当該工場等の敷地である土地</u>（当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該工場等の新設又は増設工事に着手した場合における土地に限る。）の取得価額の総額をいう。</p> <p>(奨励措置の対象)</p> <p>第3条 この条例に規定する奨励措置の対象となる工場等は、<u>次に掲げる要件のすべてに該当する工場等とする。</u></p> <p>(1) <u>令和8年3月31日までに新設又は増設の工事に着手したものであること。</u></p> <p>(2) <u>工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用した常勤の従業員のうち、市内に住所を有する者が5人以上のものであること。</u></p> <p>(3) <u>投下固定資産総額が2,300万円を超えるものであること。</u></p> <p>(奨励措置の適用期間)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 第5条第1項第2号に掲げる奨励措置を適用する期間は、当該工場等の操</p>

改正後	改正前
業を開始した日の属する年の翌年度から <u>5年度</u> とする。	業を開始した日の属する年の翌年度から <u>3年度</u> とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の男鹿市商工業振興促進条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工場等を新設又は増設する工事に着手したものについて適用し、施行日前に工場等を新設又は増設する工事に着手したものについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。